創刊大正11年
明治大學新聞
〈毎月一回〉
第一木曜日発行
定価 20円
©明治大学新聞学会1973
発行所 明治大学新聞学会 東京都千代田区神田駿河台（神田局区内）（明大）
電話 （駿河台本局代表）（293）五八一一（内）（和泉支局代表）（322）三一五一（内）
購読料 一年分（送料共）一〇〇〇円 二年分（送料共）一五〇〇円
振替口座（東京）四九一五五

12.6 役員室突入、理事追及・学費値上げの偽瞞をあばく

加藤理事長 ガードマン体制に守られ逃亡

昨年十一月の学費強行値上げよりすでに一年以上を経た現在も、あのいまわしき十一月は、当局者へのうらみとともに今もあざやかである。11・19学友売り渡しを契機に、それまでの「知らぬ存ぜぬ」一方の当局は、今度はせきを切ったかの様に思う存分、露骨な手口をもって値上げを強行していった。なりふりかまわぬその手口は、学生存在をあざむくという点においてまったくみごとという他なかった。つつじが丘グランドに集められた我々学生がその場で知ったのは、すでに何もかも、値上げについては手はいずみであったという事だけだった。説明やら話し合いの段階ではなく、アリバイのための集会の流会だったのだ。たしかに値上げは強行されてしまった。しかし何もかもが終り、正常だと言える状況はまったくない。制度の力をもって拘束し、あざむき、しめつける権力にむかっての反撃は学生存在のある限り、決してなくならないだろう。当局者の学生存在をあざむいた責任はどこまでも深く残り消えない。

この日役員室に突入した学友十数名は、加藤五六理事長のいるのを確め、鍵をかけた部屋でついたての影にかくれている理事長を発見した。だが非常体制下の指揮[illegible]た日常的に受けている教職員とガードマン体制に守られ加藤理事長はついに逃亡した。あとには"おとり"的に小堀総務理事がのこり、学友達の追及を受けた。

学友達が、11・19、官憲導入に際して小牧総長名で「検挙を含む」要請文が提出されているが、小堀理事は、このことをどう思っているのかと追及していくと、「検挙まで依頼した覚えはない」と言い張ったが、すでに分離裁判において当局の要請文は提出されておりその内容もみんなの知るところである（資料参照）ので、事実問題として更に追及を続けると、追及のホコ先をかわし、答えを避けるためにおしだまってしまったり、「この様な状況下では話し合いたくない」と言い張った。学友達は、「それではきちんと時間、場所を決め話を持ちましょう」と提案したが「理事会で決定しないと駄目である」と自己の受けている責任追及を理事会総体という非個人にすりかえ、「私が決めたのではない。理事会で決めた」と決めつけた。このすりかえにみられるのは小堀理事の個的没主体性云々というよりはむしろ理事会という非個人の機能としてのあいまいさや 都合のよさでは ないだろうか。「理事会の中の私」を強調することで自己の責任を回避し学生に対応出来る構図をみてとれる。一方考えられる事は、小堀理事個人として何がしかでも「見解」を述べる事を許さない理事会組織と考えると背後にはあまりにも強力な統御作用があるとみなければならない。つまりは権力中枢と思われがちな理事会総体も構成する一人物はさしたる存在ではなく一握りの人物による運営がなされていると判断出来るだろう。だからこそ、学生が「話し合おう、小堀理事の個人的見解でいい」と提出しても、話し合いなどやすやす約束してしまったら"おかしい"を受けてしまうという理事会の構図の中の存在としての小堀総務理事が浮かびあがる。はっきり言えるのはこの日逃亡してしまった加藤五六理事長こそは、ある意味においては学生の追及に対し主体性をもって答える事が出来るだろう。というのは何も彼を肯定しているのではなく、彼こそ学生存在をあざむく陰謀の中枢としてあるのだからである。だからこそ、当日、加藤理事長発見から逃亡までの間、一貫してガードマンの力は、理事長をいかに逃亡させ遂げるかという方向にのみ働いていた。その証拠に、加藤理事長の逃亡と同時にあの屈強なガードマン達はさっと引きあげてしまい教職員の妨害もその時点でなくなっている。

追及を受ける小堀理事

資料 11・19官憲導入時 当局の要請文

昭和四十七年十一月十九日午前一時から中野区中野三ノ三ノ四、明治大学付属中野高等学校、中学校講堂において、明治大学の教職員約六百名の参加を得て教職員集会を開催中でありますが、不法に学内に侵入したヘルメット姿の学生など約六十名の妨害を受け、身体の拘束および暴力行為が行なわれ、集会の続行が不可能になりましたので、これら学校内に不法に侵入したヘルメット集団に対する検挙を含むいっさいの実力排除を要請いたします。

昭和四十七年十一月十九日
午後二時〇五分
明治大学
学長 小牧 正道 印
明治大学附属中野高等学校
中学校
校長 片桐 誠 印
中野警察署長
小峰 進 殿
昭和四十七年十一月十九日
警視庁中野警察署
司法警察員巡査部長
小野 忠志 印

読者諸氏へ

予定していた新年号は紙不足のため発行できなくなりました。今後頑張りをもって、穴うめをしていきたいと思います。

（編集部）

八号館十一号館封鎖に抗議 四号館への入館拒否

学苑会・当局団交で表明

十一月九日、大学当局は柴田学生部長、[illegible]副学生部長（Ⅱ部担当）を通じて、学苑会中執と団交をもち、十一月十日四号館開館を通知してきた。学苑会中執は大学当局に対して、「四号館の封鎖でのものが学生の自治に対する不当な弾圧であり、この期にいたってなぜ四号館だけを封鎖解除するのか。他の学館（新学館・八号館）も即時封鎖を解除せよ」と強く要請した。

それに対し柴田学生部長は、学館を封鎖している理由として二つの"不安"をあげてきた。二つの"不安"とは「①学館が街頭行動の拠点として使用され、地域住民[illegible]

それに対し 柴田学生部長は、「四号館についても不安はあるが心配していても しかたがないので、開館して実績をみる」と発言し、学館を学生の自治活動の場としてみるよりも、学生管理のタテ台としてしかみれない現在の大学当局の〈管理〉の本質を露呈させていった。

12.4 第七回公判闘争報告

被告意見陳述最終・弁護団意見陳述・特別弁護人問題

十二月四日、午後一時から、地裁七〇一大法廷において、第七回公判が開かれた。当日は、国労、動労が大がかりなストで、国電全面ストップという交通困難であったが、今回も今まで同様、大法廷は多くの学友でうめられていった。

すでに大部分の被告による意見陳述は終わり、学費強行値上げの犯罪性が暴露されていったが、今回の、中村、中島両君の意見陳述を終わると、公判は内容的には新段階をむかえる。次回からは、山中検事の冒頭陳述が始まる予定であるが、興味深いのは、今まで数度にわたって検事が、証人として、小牧総長、加藤五六理事長を出廷させると発言していることである。多くの学友のみつめる法廷で、彼らが何を発言していくのか、逃亡だらけの当局責任者のおでましで、彼らの弁をとくに聞きたいものである。特に学生への対応の中での偽瞞性は、今まで闘う学友により、くり返し暴露されてきているし、明大新聞においても数回にもわたって報道し、多くの学友の知るところである。そこで彼らが何と答えてくれるのか、注目したいものである。

さて今回の公判の様子と内容を順を追って書いていきたい。

まず最初に山中検事が起訴状を読みあげた。（これは前回、中村君が病気のため欠席し、裁判の形式上、一度、中村君が分離したとみられ、今回再び併合したということになるためである）がこの中で、検事は、「加藤五六総長ら」と、理事達に学生が暴行に加えるというシーンの説明個所で、誤まった読みあげをしながらも、平然と起訴状を読み終えている。検事のミスと、小野裁判長による大声による威圧行為は、毎度のことであり、失笑の対象としては、けっこうおもしろく、我々を退屈させないでおいてくれるが、だがしかし、その背後にあるものを思うと空恐ろしい気がする。起訴の背景があまりにも出鱈目であるという証以外の何ものでもない検事のミスの連続は、今回の起訴がいかにデッチあげ的であるのかを思わせずにはいないからである。

次に、中村君、中島君からの意見陳述がのべられていった。

特に、夜間部学生という自らの現在的立場を根底にまですえて、授業料強行値上げの犯罪性に言及していった中村君の意見陳述は、法廷で陳述をみまもる多くの学友に共感を呼び感銘を与えていった。

（中村君意見陳述要約）

二部学生にとっての学費値上げ

（中村君意見陳述要約）

学費問題を裁く視点とは

（弁護団意見陳述要約）

木村教授発言 学長代行制の公式学則なし

第二次公開質問状 木村礎教授に向けて再度提起

11・19被告高橋君を支える会

十一月二〇日、〈11・19被告高橋君を支える会〉によって、木村礎文学部教授に再び「第二次公開質問状」が突きつけられた。これは十一月十二日に出された「公開質問状（第一次）」の木村教授の回答（前号参照）に関して、六項目に渡って再度提起されたものである。

同日、この「第二次公開質問状」をめぐって〈11・19高橋君を支える会〉と木村教授との間に話し合いが持たれ、回答が得られた。

ではその回答を要約してみると

①「事前要請」は加藤学務理事か[illegible]

11・27 一万五千名結集 狭山差別公判再開

寺尾新裁判長のもとで

学陽書房
教育小六法 49年版
〈編集〉兼子仁・佐藤司・鈴木英一・平原春好・室井力・渡辺孝三
・収録法令一四一・資料二三件を収め、精密な参照条文・実例・判例をコメントした完璧の法規集
・二十余年の伝統と最大読者を擁し全国百三十余大学で採用されている定評ある六法
好評発売中 コード判・箱入 定価 九八〇円
史料教育法
推薦＝海後宗臣・有倉遼吉
神田修・平原春好・寺崎昌男 共編 四六版クロース装 定価 一六〇〇円
貴重な資料によって綴られた近代日本の教育制度、研究者学習者の必備書。〈日本図書館協会選定図書〉
法学ノート《Juristic Note》
●憲法ノート ●刑法ノート ●民法ノート 六法を兼ねたユニークな法学ノート！ 各冊六五〇円
（見本は各大学生協売店にあります）
東京千代田富士見1－7－5 電261-1111 振東84240

明解ドイツ語基礎 ―文法と読章― 田川基三著 A5判302頁¥1200〒140
ドイツ語の基礎知識は系統的に、明快にこの1冊で説明しつくされている。読章の部分は別売カセット（¥1700〒85）あり。全国学校図書館協議会選定図書
桜井和市著 改訂ドイツ広文典 B6判五二一頁 ¥一二〇〇〒一四〇
藤田五郎著 藤田ドイツ語入門 ¥九〇〇〒一一〇
岸・宮内共著 速修初級ドイツ文法 ¥八五〇〒一一〇
阿部賀隆著 初歩からの教養ドイツ語 ¥八〇〇〒一一〇
家島光一郎 フランス文法入門 ¥四八〇〒八〇
福井芳男 フランス語で話しましょう ¥四八〇〒八〇
丸山圭三郎 フランス語会話文章の入門 ¥七八〇〒一四〇
安田悦子著 ひとりで学ぶフランス語会話 B6判二七四頁 ¥八五〇〒一四〇
東京千代田猿楽町2－8－5 第三書房 振替東京133990

月刊総合誌 新年特別号
流動
105 港区芝愛宕町1－3 特価¥250
大河企画 日本原人 森秀人・谷川健一・国分直一／豊田有恒／佐々克明・田島啓二郎・高千穂徹・野村敏雄・久田見昇三／他
絵巻日本原人 構成・井伊多郎 木村しゅうじ
特集 民衆にとっての明治
てい談 民衆の抵抗の原点は何か 色川大吉・田中彰・後藤靖
明治をつくった10人 城山三郎・別役実・吉田光邦・森類・楠本憲吉／ほか
◆極秘入手！ 重信房子「アラブ大戦略」を語る
本格囲碁小説 江崎誠致

意味と価値による現代詩への幻想の終焉

徴候としての現在

＜作品言語＞の夜に向けて

現代詩論＜下＞

紙田彰

作品と詩人との直結の陥穽

言語の自己運動としての現代詩

＜芸＞による批判の破綻

作品言語と己との乖離

日本人の民族排外主義を撃て！

―明大東洋史闘争委員会―

佐々木＜東洋史＞教授差別発言糾弾

国家試験受験講座
東京法科アカデミー本校　〒160 東京都新宿区西新宿1―9―12 八洲ビル（新宿駅より1分 電話(03)343―0731㈹
各科通信教育あり 速成科6ヵ月・普通科1ヵ年卒（通信教育部学則200円要）
★司法試験指導科　★不動産鑑定士科
★上級公務員科　★司法書士科
★法律・政治学科　★土地家屋調査士科
★弁理士・特許管理者科　★測量士補科
★社会保険労務士科★宅地建物取引主任者科
司法試験指導科は短期コース・月2回答案練習会あり（学則切手百円要）

簿記・中小企業診断士・税理士・公認会計士講座
東京会計学専門学校　〒160 東京都新宿区西新宿1―9―12 八洲ビル（新宿駅より1分 電話(03)343―0731㈹
各科通信教育あり 速成科6ヵ月・普通科1ヵ年卒（通信教育部学則200円要）
★公認会計士科　★簿記普通（3級）科
★税理士・税務会計士科★簿記高等（2級）科
★中小企業診断士科★簿記専攻（2・3級）科
★日商簿記1級科　★簿記普通日曜コース
普通・高等科は昼・夜・日曜とも月8～10回2ヵ月修（学則切手百円要）但し、簿記各科は募集要項無料

第26回学生広告論文電通賞募集
・締め切り―昭和49年1月25日・問い合わせ先―株式会社電通総務局学生広告論文電通賞係〒104東京都中央区築地1の11・Tel東京(544)5131
●第1部「住民意識の台頭と広告の役割」（大学生個人とし、大学院学生を除く）
●第2部「自由課題」（大学生グループ5名～20名大学院学生を除く）
●第3部「新しい時代に対応する広告」（高校生個人）
●第4部「生活設計における広告の役割」（高校生グループ5名～20名）
文部大臣賞　賞状および記念副賞を各部の1位に贈る
電通賞・1部＝1位から3位まで賞状・副賞・奨学金20万円15万円10万円、佳作＝賞状・奨学金5万円・2部＝1位から3位まで賞状・副賞・研究費30万円20万円10万円、佳作＝賞状・研究費5万円・3部＝1位から3位まで賞状・副賞・奨学金10万円7万円5万円、佳作＝賞状・奨学金3万円・4部＝1位から3位まで賞状・賞牌・副賞・奨学金30万円20万円10万円、佳作＝賞状・副賞・奨学金5万円
主催 電通　後援 文部省

羊の皮を生かしたシックなボディの18金ペン　プラチナ・シープ　¥5,000
万年筆の プラチナ